

今年もやります！

### 高度安全機械等導入支援補助金

所定の建設機械に厚労省指定の安全装置を取り付けることで補助を受けられる制度です。

安全装置を取り付けると1機械当たり最大100万円の補助が受けられます。

対象となる機械は従来の積載型トラッククレーン（構造規格を上回る追加安全装置基準、過負荷時に警報を発生、かつ停止する機能）ホイールローダー、油圧ショベル、締固め用機械（動作の停止・減速を伴う近接センサー、または、複数カメラを有する監視モニター）の4機種です。



対象となる申請者は

- ① 中小企業等であること。
- ② 申請時に建設業許可を有して期限内であること。

申請に当たっては建災防本部のホームページから購入前にWebに仮申請等を行う必要があります。申請期間は本年5月15日から令和9年1月28日までですが、予算を上回る申請があった場合、期間前でも公募を中止することがあります。

●申請方法 詳しくは建災防本部ホームページをご覧ください。

<https://www.kensaibou.or.jp/support/subsidy/>

●問い合わせ先

建災防 高度安全機械導入支援補助金事務センター

☎ 03-6275-1085

令和8年度版

### 建設業労働災害の現状と対策

例年発行されている前年の神奈川県下の建設業労働災害の発生状況をまとめた「神奈川県下における建設業の労働災害の現状と対策」の小冊子を本年も発刊しました。

内容は神奈川県独自の取り組みとしての3つの運動「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」を核とした「かながわ安全強靱化計画」を紹介し、昨年同様神奈川県独自の取組として、「猛暑時の安全行動強化期間」※の紹介をしています。また、参考資料として、本部で作成した、化学物質取扱い作業にかかるマニュアル7職種をA3からA4に編集し直して掲載しています。

※「かながわ安全強靱化計画」並びに「猛暑時の安全行動強化期間」等についての情報は神奈川県下のホームページに特設コーナーを設けて紹介しています。

3分KYの事例（動画版を含む）や夏場に県内で発生した過去の災害事例、熱中症予防のガイドラインなどの各種情報はこちらで

（右下QRコード）



### 前月（5月号）の記事のお詫びと訂正のお願い

先月号の表紙で黒田支部長と米田木建協会長の共同緊急メッセージを掲載しましたが、その際に、木建協会の会長名が印刷されていませんでした。お詫びして訂正いたします。木建協会長は米田実様です。

# 建災防神奈川支部ニュース

No.596 令和8年6月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

## 令和8年度（第99回）全国安全週間を迎えるに当たって



### 宿里 明弘

神奈川労働局 局長

建設業労働災害防止協会神奈川支部会員の皆様方におかれましては、日頃から神奈川労働局の行政運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「全国安全週間」は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えることとなりました。

この間、労使が協調して労働災害防止対策を展開することにより、労働災害は長期的に減少しているところですが、近年の全国の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続している状況となっております。

一方で、昨年の神奈川県内の建設業における労働災害の発生状況は、死亡者数は14人と前年から2人増加しましたが、休業4日以上死傷者数は679人と前年から50人（6.9%）の減少となり、過去最少を更新いたしました。このような状況で、労働災害をさらに少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、「第14次労働災害防止計画（神奈川計画）」に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が必要です。

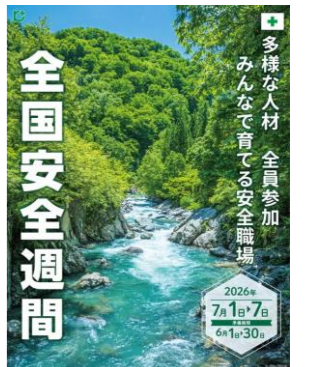
本年度の全国安全週間は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」をスローガンに、7月1日から7月7日までを本週間、本週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間として実施します。令和8年度全国安全週間実施要綱に基づき、対象期間中、安全大会等での経営トップによる安全の所信表明や安全パトロールによる職場の総点検を実施するとともに、対象期間以外にも継続して取り組むべき建設業における労働災害防

止対策として、

- ① 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止器具の適切な使用
- ② 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- ③ 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- ④ 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- ⑤ 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- ⑥ 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- ⑦ 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置等のほか、「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策や、令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の確実な実施についてお願いいたします。

さらに、業横断的な労働災害防止対策として、

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策（転倒災害・腰痛）
- ② 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策
- ③ 交通労働災害防止対策
- ④ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）
- ⑤ 個人事業者等を含めた労働災害防止対策についても実施事項として掲げていますので、それぞれの事業場においては、各実施事項の実効性ある取組について、積極的に推進していただきますようお願いいたします。



### 支部行事予定

#### 本部理事会、総代会

時：6月10日 14：05

所：東京プリンスホテル

#### 運営委員会

時：6月12日 15：00

所：建設会館講堂

#### 木建協正副会長会議

時：6月15日 15：30

所：講堂控室

#### 木建協総会

時：6月26日 15：00

所：建設会館講堂

#### 正副運営委員長・部会長会議

時：7月8日 16：00

所：建設会館411会議室

## 着任挨拶（神奈川県労働局安全課長）



### 赤前 幸隆

神奈川県労働局  
安全課長

本年4月1日付けで労働基準部安全課長を拝命しました赤前です。

建設業労働災害防止協会神奈川支部の皆様方におかれましては、平素より建設業における労働災害防止の推進に格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各種安全衛生教育や研修、パトロール活動等を通じて、現場の安全衛生水準の向上に多大なご貢献をいただいていることに、あらためて敬意を表する次第です。

さて、私事ではございますが、実は、安全業務に就くのは、約6年ぶりとなります。この間、健康対策分野の業務に就いて、働く人の「健康第一」を掲げて様々な取組を展開して参りました。

働く人の健康課題は、多岐にわたっています。メンタルヘルス対策をはじめ脳・心臓疾患に結びつくおそれのある高血圧と血糖値の予防対策、転倒・腰痛対策、高齢ドライバーによる健康起因事故防止対策など、企業向けに無料で支援する全国初となる制度を作って参りました。

こちらの無料支援制度は、神奈川県産業保健総合支援センターが取り組んでおり、一部の会員事業場において積極的にご利用いただいております。

我が国では、これまでに体験したことが無い超高齢化社会を本格的に迎え始めております。

将来、現役労働者が退職を迎え、加齢とともに押し寄せる急激な体力の衰えや病気で寝たきりにならないようにするため、現役世代から健康寿命の延伸に向けた対策の重要性を周知して参りました。

建災防神奈川支部はじめ、一部の分会のみなさま方からお声掛けをいただき、多くの方々の前で講演をさせていただきました。

今年度からは、安全課長として神奈川県内の建設業で働かれている方々が、安心・安全に働くことができる職場環境を目指し、第14次労働災害防止計画に基づき、死亡災害や重篤災害の撲滅のほか、墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、崩壊・倒壊災害などのいわゆる三大災害の防止、さらには高齢労働者や外国人労働者など多様な人材の安全確

保に取り組んで参ります。このため、すべての建設現場においては、リスクアセスメントの徹底を基本原則として、協力会社も含めた安全衛生管理体制の確立、教育・訓練の充実、個人事業主を含む「作業従事者」への安全衛生対策の推進等、事業者の自主的な労働災害防止活動の一層の推進が不可欠であります。

当局といたしましては、神奈川支部の会員各位の皆様と問題意識を共有し、相互に連携・協力しながら、「災害ゼロ」「リスクゼロ」の職場づくりに向けて共に歩んでまいりたいと考えております。

結びに、建設業労働災害防止協会神奈川支部並びに会員各位のみなさま方の益々の御発展とご健勝を心より祈念申し上げますとともに、引き続き当局の施策へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

取組について、積極的に推進していただきますようお願いいたします。

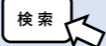
### オンラインセミナーのお知らせ 災害事例から見た注意すべき原因と対策

～安全週間だからこそ見直してもらいたい安心・安全～

- 配信期間：6月25日～7月20日限定配信
- プログラム
  - ・管内の死亡災害の傾向
  - ・業種分野別死亡災害事例から見た原因と対策
  - ・高齢者の労働災害防止対策の重要性
  - ・夏場に多い健康障害の重篤化予防
- 視聴方法  
配信期間に左記二次元コードなどでアクセスしてください。



神奈川県保ちゃんねる



近年、労働災害は全体として減少傾向にあるものの、死亡災害については依然として発生しており、痛ましい事故が後を絶ちません。本配信では、死亡災害発生状況や典型的な事故のパターン、安全確保の基本を改めて整理するとともに、現場で直ちに実践できる具体的な対策について解説いたします。業種を問わず活用いただける内容となっておりますので、ぜひ視聴ください。

主催：神奈川県労働局・各労働基準監督署  
共催：独立行政法人労働者健康安全機構 神奈川県産業保健総合支援センター/建設業労働災害防止協会神奈川支部ほか

### 労働保険のお知らせ

令和8年度・労働保険（労災保険・雇用保険）の確定・概算申告と保険料等の納付はお早めに

申告・納付期間は

**6月1日（月）～7月10日（金）**です。

労働保険の申請は便利な電子申請で！ お問い合わせは、神奈川県労働局総務部労働保険徴収課 電話 045-650-2803

## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上） 神奈川県労働局（以下同） 令和8年4月末日現在

年	署												合計
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	
本年	13	6	4	17	10	13	11	16	9	13	9	21	142
			(2)										(2)
前年	12	4	7	15	11	20	15	11	5	12	11	20	143
			(2)					(1)				(1)	(4)

（注）労働者死傷病報告による、上段は休業4日以上、下段（ ）内は死亡者数である。

## ☆死亡災害発生状況☆

令和8年5月22日現在

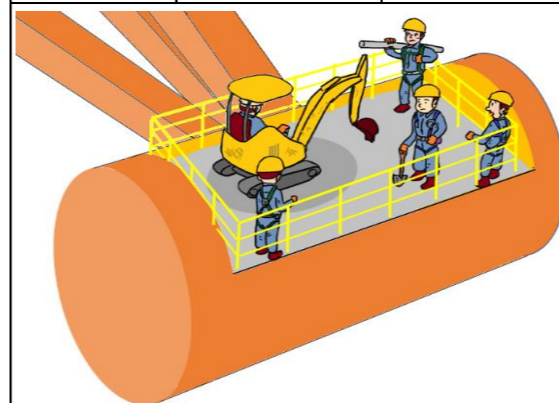
業種	年	死亡災害把握数			死亡災害件数		
		本年 (令和8年)	前年同期 (令和7年)	前々年同期 (令和6年)	令和7年 速報値	令和6年	令和5年
製造業		1	4	2	5	6	4 (1)
建設業		2	8	3	14	12	16 (1)
交通運輸業							
陸上貨物運送事業		1	2 (1)	3 (1)	5 (4)	6 (2)	9 (3)
港湾荷役業					2		1
商業		1	1 (1)	2 (1)	2 (2)	3 (2)	
清掃・と畜業		1	2		4	3	3
その他		1	3	1	11	5 (1)	9 (2)
合計		7	20 (2)	11 (2)	43 (6)	35 (5)	42 (7)

（注）死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。（ ）は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

## ☆死亡災害の概要☆

令和8年5月22日現在

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4月 16時頃	その他の建設業 民間 ～9人	クレーン 墜落、転落	<p><b>【発生状況】</b> 被災者は、クレーン（アンローダー）解体工事において、クレーンの設備の一部である円柱状のおもり上（災害発生時推定400トン）で解体用機械（ブレーカ）にて粉砕されたコンクリートガラを集める等の手元作業を行っていた。当該おもりが何らかの原因で落下し、その上部で作業を行っていた他の作業員4名とともに約40mの高さから墜落したものの。 解体工 25～29歳（2次下請） // ～19歳（3次下請）</p> <p><b>【災害防止のポイント】</b> 1 解体する構造物の状況、亀裂の有無、周囲の状況等について、十分調査し、調査結果に適応する適切な作業計画を策定すること。 2 作業計画は、作業順序、切断方法、控え等の設置方法、使用機械の種類・能力、立入禁止区域の設定、墜落防止措置、その他の危険防止措置等の具体的な作業方法を計画し、工法の選定段階から想定される危険性を十分考慮して、リスクアセスメント手法による検討を行うこと。 3 解体作業に当たっては、鋼橋架設等作業主任者、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者及び石綿作業主任者等、作業主任者の選任が必要な作業に対して、選任し、直接指揮ができる体制とすること。 4 作業計画を関係する作業従事者に十分周知し、当該計画により作業を行うこと。</p>



## 神奈川支部 新役員名簿

令和8年度・9年度 ※は分会長

役職名	氏名	名	称	分会等
顧問	小俣 務	小 俣 組	(株)	支 部
支部長	黒田憲一	大 洋 建 設	(株)	支 部
副 9 支 部 長	有井 清	(一社)神奈川県空調衛生工業会		団 体
	池田正道	鹿 島 建 設	(株) 横 浜 支 店	横 浜 南
	※ 根本雄一	根 本 建 設	(株)	横 浜 南
	※ 工藤圭亮	昭 和 建 設	(株)	横 浜 西
	※ 佐藤雅徳	(株) 佐 藤 工 務 店		川 崎 南
	※ 小玉 徹	森 山 建 設	(株)	湘 南
	山本善一	(株) 山 善		厚 木
	櫻内康裕	(株) 櫻 内 工 務 店		相 模 原
	米田 實	神奈川県木造家屋建築工事等 災 害 防 止 協 議 会		団 体
常 任 理 事 2 4 名	白井崇雄	(株) 白 井 組		横 浜 南
	小俣順一	(株) 小 俣 組		横 浜 南
	金田 聡	東亜建設工業(株)横浜支店		横 浜 南
	鎌田英毅	西松建設(株)横浜営業所		横 浜 北
	※ 佐々木利文	(株) 紅 梅 組		横 浜 北
	徳久大器	(株) 三 木 組		横 浜 北
	龍門 哲	東急建設(株) 横浜営業所		横 浜 北
	山菅正人	京 王 建 設 横 浜 (株)		横 浜 北
	石井直樹	石 井 造 園 (株)		横 浜 西
	※ 松浦泰弘	松 浦 企 業 (株)		鶴 見
	石川和之	信幸建設(株)東日本支社		鶴 見
	小川祐司	(株) 小 川 組		川 崎 南
	※ 横山 清	(株) 横 山 工 務 店		川 崎 北
	藤原秀幸	藤 原 建 設 (株)		川 崎 北
	勝村知由	ユ タ カ 建 設 (株)		横 須 賀
	※ 宇内達也	宇 内 建 設 (株)		横 須 賀
	増山博一	増 山 土 木 (株)		湘 南
	※ 長谷川辰巳	(株) エ ス ・ ケ イ ・ デ イ		平 塚
	※ 勝俣徳彦	(株) 勝 俣 組		小 田 原
	今井寿幸	(株) 今 井 水 道		相 模 原
	山口 宏	(一社)神奈川県電業協会		団 体
	三橋 智	京 王 建 設 横 浜 (株)		運 営 委 員
	吉田健一	清水建設(株)横浜支店		運 営 委 員
	相澤浩樹	奈 良 建 設 (株)		運 営 委 員
専務理事	千葉幸則	建 災 防 神 奈 川 支 部		支 部

役職名	氏名	名	称	分会等
理 事 3 6 名	北原 哲治	明 誠 建 設	(株)	横 浜 南
	佐藤 優	佐 藤 工 業 (株) 横 浜 営 業 所		横 浜 南
	米山賢太郎	前田建設工業(株)横浜営業所		横 浜 北
	小勝次郎	(株) 大 勝		横 浜 北
	水村初男	(株) 水 村 建 設		横 浜 西
	佐々木克巳	(株) 浜 建		横 浜 西
	千田 亮	(株) 千 田 建 設		横 浜 西
	中村文行	(株) 松 尾 工 務 店		鶴 見
	吉田哲也	(株) ト ビ キ ヲ		川 崎 南
	金光徳夫	清 生 土 木 (株)		川 崎 北
	桐田吉彦	(株) キ リ タ		横 須 賀
	蛭田孝之	(株) 蛭 田 設 備 設 計		横 須 賀
	西尾雄一郎	(株) 西 尾 建 設		湘 南
	中野雅之	(株) ジ ェ イ		湘 南
	武井良之	(株) 日 東 建 設		平 塚
	武井健一	(株) 興 電 社		平 塚
	加藤信也	(株) 加 藤 工 務 店		小 田 原
	神谷賢治	(株) 神 谷 機 材		小 田 原
	大高昭三	大 高 建 設 (株)		厚 木
	高橋 学	山 王 建 設 (株)		厚 木
	大久保勝	(株) 大 久 保 土 建		厚 木
	岩田 正	(株) 岩 田 組		相 模 原
	大野 桂	大 野 重 電 土 木 (株)		相 模 原
	大石猪一郎	(一社)日本塗装工業会 神 奈 川 県 支 部		団 体
	松倉 仁	(一社)神奈川県造園業協会		〃
	石井光浩	神奈川県管工事業協同組合		〃
	田邊徳明	神奈川県瓦屋根工業連合会		〃
	館花 猛	神奈川県左官業組合連合会		〃
	鈴木和彦	神奈川県電気工事工業組合		〃
	工藤桂一	神奈川県鉄筋業協同組合		〃
	小原清太	神奈川県鉄構業協同組合		〃
	齋間紀博	(公社)神奈川県塗装協会		〃
	児島 徹	(一社)神奈川県建物解体業協会		〃
	石田 隆	横浜市管工事協同組合		〃
	島崎竹志	神奈川県型枠工事業協同組合		〃
	米田 實	(一社)神奈川県高工業連合会		〃
監 事 3 名	新谷 圭	(株) 新 建		横 浜 西
	岡村大助	岡 村 建 興 (株)		川 崎 南
	浅沼 平	(株) 浅 沼 建 設		平 塚

## 令和8年度 第一回理事会を開催



5月22日に建設会館講堂に於いて第一回理事会が開催されました。

審議されたのは①令和7年度の事業報告承認に関する件、②令和7年度決算報告承認に関する件、③令和8年度の事業計画(案)承認に関する件、④令和8年度収支予算(案)承認に関する件、⑤令和8・9年度神奈川支部役員の改選について、ですが、いずれも提案された原案どおり承認されました。



黒田支部長

黒田支部長の冒頭のあいさつでは、先月川崎で発生したクレーンの解体事故での災害により木建協の米田会長と連名で発信した「緊急メッセージ」に触れ、心より哀悼の意を表するとともに、県内での昨年の死亡災害件数が、全国ワースト3であることと併せて、神奈川の建設業の安全・安心の信頼の回復が急務であることを訴えました。

来年はこの横浜でグリーンエキスポが開催され、また、4年後には建設業の全国安全大会が開催される予定となっています。最後に「猛暑日と併せて、自然災害の脅威が深刻となってきており、それに加えて中東情勢の悪化の長期化による原材料の不足など、問題が山積みとなってきていますが、どんな事態においても安全はすべてに優先しなければなりません。」と呼び掛けました。

来賓には神奈川労働局に今年の4月着任された西本直哉労働基準部長、山田能啓監督課長、赤前幸隆安全課長のほか、小野純一地方産業安全専門官が列席され、来賓の西本労働基準部長から祝辞をいただき、「神奈川労働局では、令和8年度の重

点施策として「多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり」を掲げており、「安全で健康に働くことができる職場づくり」に向けた各種対策を推進しています」と重点施策に触れ、昨



西本労働基準部長

年、労働安全衛生規則が改正され、職場における熱中症対策が強化されたことから、「熱中症対策で重要なのは、熱中症の初期症状を知って、作業場所から離脱させ、冷却措置を講じ、一人で休ませたまま放置せず、早めの段階で医療機関に搬送することが、熱中症による重症化を防ぐ最も大切な取組となります」と、これから本格的な暑さを迎える時期の注意について述べられました。

令和7年度の事業報告での特徴は、教育関係については、法改正の影響から一時的に需要が高まった石綿関連講習、足場の点検に関する教育などは一定数が確保されたことから減少する傾向にあり、昨年は新規に「工作物石綿調査者講習」や「建設業における化学物質管理者講習」などを立ち上げることによって一程度確保されたました。

しかしながら、受講者の減少傾向は続き、建災防本部でECサイトが立ち上がったことから、教育用テキストなど、普及資料の収入が今年度以降見込めなくなるなど今後の収益は不透明感が漂います。

また、令和8年度の事業計画では、ここ数年、夏場に死亡等の重大災害が急増し、昨年新たな取り組みとして「猛暑時の安全行動強化期間」を展開しましたが、昨年は建設業で熱中症による死亡災害が発生するなど、まだまだ危険性が高いことから、14次労働災害防止計画の期間中(残り2年間)継続することが確認されました。

議事終了後、小野地方安全専門官から建設業の労働災害の現状と、個人事業者等の安全衛生対策の推進などの法改正にかかる点、全国安全週間の実施要綱、熱中症対策、について説明をいただきました。



小野安全専門官

# 令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)

以下は「令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進について(要請)」の抜粋です。全文は本部、神奈川支部のホームページに掲載しています。それぞれの対策の詳細については直接神奈川労働局労働基準安全課または県内労働基準監督署安全担当部署にご照会ください。



## I 労働者の安全確保のための対策

### (1) 墜落・転落防止対策

建設業における労働災害による死亡者数(死亡災害)の約3割、休業4日以上の労働災害による死傷者数(死傷災害)の約3割を占める墜落・転落災害を防止するため、次の対策を推進する。



#### ア 足場等からの墜落・転落防止対策

幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、安衛則に基づく各種措置を講ずるとともに、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「推進要綱」に基づく「より安全な措置」等を適切に講ずること。また、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントとその結果に基づく措置に取り組むこと。

さらに、推進要綱に基づき、わく組足場における「上さん」の設置、同要綱の別紙「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用した十分な知識・経験を有する者による足場の組立て等後の点検を行うこと。

木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施すること。

#### イ はしご・脚立からの墜落・転落防止対策

木造家屋等低層住宅建築工事においては、木建マニュアルに基づく措置を適切に実施するとともに、リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」、「はしごや

脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」等を活用し、はしごや脚立の使用をできるだけ避け、移動式足場や高所作業車を使用すること、はしごや脚立の安全な使用方法を徹底すること等、墜落・転落災害防止に取り組むこと。



#### ウ 墜落制止器具の適切な使用

「墜落制止器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づき、墜落制止器具の適切な使用を徹底するとともに、墜落制止器具の使用状況及び取付設備の設置状況等を確認し必要な措置を講ずること。また、上記規格に適合した墜落制止器具の使用を徹底すること。

### (2) 自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策

#### (3) 高齢者の労働災害防止対策

「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の

管理等、高齢者の労働災害の防止のための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、事業場の実情に応じて国や関係団体等の支援を活用し、労働者とも連携・協力して取り組みを進めること。

請負業者においても、元請業者と連携しつつ、この指針を参考に高齢者の労働災害防止対策に取り組むこと。

#### (4) 外国人労働者の労働災害防止対策

外国人労働者に対する安全衛生教育では、これらの教材を参考に、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法で実施すること。

#### (5) 一人親方等の安全衛生対策

建設業に従事する一人親方等が加入する団体において説明会を行うとともに、上記説明会等に積極的に参加すること。

改正法により、令和8年4月から、元方事業者が行う統括管理の対象が労働者だけでなく、労働者以外の作業従事者に拡充されたことから、元方事業者、関係請負人それぞれが改正法に基づく措置を遵守し、混在作業による災害防止の徹底を図ること。

また、令和9年1月から、一人親方等による災害(休業4日以上の死傷災害)についても労働基準監督署への報告が義務付けられるため、その徹底を図ること。

また、改正内容について、同改正により保護の対象、措置義務の主体となる一人親方等に適切に周知すること。

#### (6) 建設現場におけるデジタル技術の活用推進による安全衛生管理の向上

#### (7) 転倒災害防止対策

#### (8) 交通労働災害防止対策

#### (9) 建設機械等による労働災害防止対策

労働者に建設機械等を使用させる場合は、安衛則に基づき、運行経路等を示した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、建設機械の転落、接触等により労働者に危険が生じるおそれのある場合は誘導者を配置するなど、必要な安全対策を講ずること。



#### (10) 建築物の梁等の鉄骨部材等の仮支えを行う仮設構造物の崩壊・倒壊による労働災害防止

#### (11) 荷役作業における労働災害防止対策

#### (12) 交通誘導等の警備業務における労働災害防止対策

建設工事の現場等で交通誘導等に従事する労働者に対する安全衛生教育を実施する場合には、「未熟練労働者への安全衛生教育マニュアル(警備業

編)」を活用すること。

#### (13) 山岳トンネル工事における労働災害防止対策

山岳トンネル工事の発注者においては「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づき、設計段階における適切な支保パターンの選定のほか、



施工段階における地山の状況に応じた設計の変更等の必要な対応を行うこと。また、施工者においては、同ガイドラインに基づき、鏡吹付の実施、切羽への立入禁止措置の徹底、切羽監視責任者による監視等、肌落ち災害防止対策を適切に講ずること。また、現場内は狭い箇所等重機等が稼働することから、作業員と重機等との接触防止対策についても確実に講ずること。

#### (14) 伐木等作業における労働災害防止対策

チェーンソーによる伐木等作業を行う場合においては、対象労働者への特別教育を実施するとともに、立入禁止措置や保護具の着用等の安全対策を適切に実施すること。

#### (15) 専門工事業者等の安全衛生活動支援事業

#### (16) 安全衛生経費の確保等

都道府県労働局に設置する建設工事関係者連絡会議等の発注者、施工者及び安全衛生行政関係者の集まる場において、建設工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保、統括安全衛生管理の徹底のための相互パトロール、安全衛生教育等について協議し、必要な取組を行う。

#### (17) 建設職人基本法・基本計画に基づく取組等

## II 労働者の健康確保のための対策、化学物質等による労働災害防止対策

#### (1) メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の実施を徹底するとともに、労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックの義務化の施行に向けて、必要な準備等を進めること。

#### (2) 熱中症対策

改正安衛則(熱中症)をはじめとする、熱中症防止を目的とした法令上の措置について、確実に実施すること。また、「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を踏まえ、衛生管理者等を中心とした事業場としての労働衛生管理体制の整備、暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症防止対策、作業を管理する者及び



労働者に対する計画的な労働衛生教育、発症時・緊急時の措置の確認・周知を適切に実施すること。

その他、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用も検討すること。また、労働者は、熱中症を予防するために、日常の健康管理を意識し、暑熱順化を行ってから作業を行うこと。併せて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取するほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出ること。

#### (3) じん肺予防対策

粉じん濃度の測定、換気装置等による換気の実施等、また、発注者は必要な経費の積算等、「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づき適切にずい道等建設工事における粉じん対策を講ずること。

ずい道建設工事業者は、工事開始時に、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を登録すること。当該防止総合対策に基づく措置を適切に講ずること。また、解体作業等において、法令上必要であるにもかかわらず現場監督など事業者側の判断により防じんマスクを外させることなく、労働者に防じんマスクを確実に使用させること。

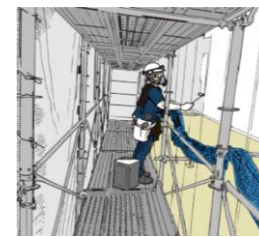
#### (4) 騒音障害防止対策

#### (5) 化学物質による健康障害防止対策

塗装作業等に使用する製剤など、化学物質を用いる際には、店社ごとに化学物質管理者を選任し、使用前にラベル・SDSを確認させ、その情報に基づき、当該化学物質を用いる作業に応じたリスクアセスメント及び当該結果に基づく措置等を講ずること。

その際、建災防が作成する化学物質管理マニュアルや関係資料等を必要に応じ活用すること。

また、引き続き特定化学物質障害予防規則や有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底を図るため、作業主任者等に必要に応じ能力向上教育等を行うこと。



さらに、保護具を着用する作業現場においては、店社ごとに保護具着用管理責任者を選任すること。請負人に対しては、ラベル等により作業に用いる化学物質の危険性・有害性や適切な保護具の使用について周知するようにすること。

塗膜剥離作業においては、塗膜には鉛、六価クロム、PCB等の有害物が含まれることにも留意し、「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」(令和2年8月17日付け基安化発0817第1号、令和7年12月26日最終改正)を踏まえ、有害物の含有状況や作業内容に応じて適切なばく露防止対策(剥離剤等作業で使用される保護具の着用も含む。)を講ずること。

また、研磨材の吹き付け(プラスト)や研磨材を用いた手持ち式動力工具(ディスクサンダー)による鋼構造物の研磨等においては、塗膜中の有害物の有無にかかわらず、粉じん障害防止規則に基づき、労働者に対して、呼吸用保護具(送気マスク等)を使用させる等の措置を講ずること。

#### (6) 石綿健康障害予防対策

石綿障害予防規則に基づき、建築物・工作物の解体・改修工事前の有資格者による石綿含有の有無の事前調査、石綿事前調査結果報告システムを用いた事前調査結果等の労働基準監督署長への報告、事前調査結果の作業場への掲示、写真等による作業の実施状況の記録の作成及び保存などの措置を徹底すること。

また、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月(令和8年2月改正))」に基づく労働者の石綿ばく露防止措置の徹底を図ること。

## III その他の安全衛生に係る対策

#### (1) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)を導入した企業の労働災害の減少幅は大きく、労働災害防止に効果があることから、建設工事現場の実態を踏まえたシステムである「ニューコスモス」「中小事業者向けのコンパクトコスモス」の導入・活用に留意すること。

#### (2) 建設業における安全衛生教育の推進

「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(平成29年2月20日付け基発0220第3号)に基づき、建設業における職長等及び安全衛生責任者を対象に、概ね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更があった場合に、建設工事従事者の専門性の確保のために、労働災害の防止に係る当該教育を受講させること。

また、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」(平成15年3月25日付け基安発第0325001号)に基づき、建設工事に従事する労働者を対象に、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項について教育を受講させること。

このほか、「安全衛生教育及び研修の推進について」(平成31年3月28日付け基発0328第28号)に基づく教育、その他の建設工事従事者の知識や能力の維持・向上のための再教育等の受講等に努めること。

